



# 山形県公報

令和5年1月17日(火)  
第371号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) …… 23
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) …… 24
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) …… 25
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) …… 同
- 生活保護法による指定介護機関の休止の届出……………(同) …… 26
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………(同) …… 同
- 生活保護法による指定施術機関の変更の届出……………(同) …… 同
- 公有水面埋立ての免許の出願……………(庄内総合支庁水産振興課) …… 27
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) …… 28
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) …… 同

### 公 告

- 令和5年山形県保育士試験の実施……………(子ども保育支援課) …… 30
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) …… 31
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(教育庁) …… 32
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) …… 同
- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) …… 33
- 同……………(同) …… 34

## 告 示

### 山形県告示第37号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
石 山 歯 科	寒河江市丸内一丁目3番14号	平成30. 2. 1
鮭川訪問看護ステーションともり	最上郡鮭川村大字川口2839番地33	令和 4. 9. 28
須 藤 医 院	新庄市沖の町10番22号	同 10. 1

か え で 調 剤 薬 局	鶴岡市文園町10番12号	同
ふ く ふ く 薬 局	鶴岡市本町二丁目16番1号	同
ウエルシア薬局東根神町店	東根市神町北二丁目13番18号	同
すがはら内科クリニック	新庄市沖の町4番19号	同 11. 1
あけぼのブナの森診療所	西置賜郡小国町大字あけぼの二丁目7番12号	同
よつば調剤薬局宮内町店	新庄市五日町376番地1	同
調剤薬局ツルハドラッグ置賜病院前店	東置賜郡川西町大字西大塚1447番地4	同

**山形県告示第38号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
訪問看護ステーション にご  
東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1
- 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
鶴岡市新形町2番13号 グランデ新形311号室	東田川郡三川町大字青山字外川原234番地1	令和 2. 11. 1

**山形県告示第39号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
須 藤 医 院	新庄市沖の町10番22号	令和 4. 9. 30
ハート調剤薬局本町店	鶴岡市本町二丁目16番1号	同

天童駅西調剤快晴薬局	天童市駅西二丁目8番30号	同	10. 7
岩崎歯科医院	西置賜郡白鷹町荒砥乙965	同	10. 31
よつば調剤薬局宮内町店	新庄市五日町376番地1	同	
白田歯科医院	寒河江市西根字石川西269番地の1	同	12. 24

**山形県告示第40号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
健康堂薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	寒河江市大字高屋字西浦429番地	令和4. 9. 1

**山形県告示第41号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地  
株式会社サン十字居宅介護支援サービスしらたか  
西置賜郡白鷹町大字鮎貝7491番地
- 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1345番地3	西置賜郡白鷹町大字鮎貝7491番地	平成28. 4. 1

**山形県告示第42号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ハート調剤薬局本町店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	鶴岡市本町二丁目16番1号	令和4.9.30

**山形県告示第43号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	休止年月日
株式会社サン十字居宅介護支援サービスしらか	居宅介護支援	西置賜郡白鷹町大字鮎貝7491番地	令和4.9.30

**山形県告示第44号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
熊 澤 彰	訪問マッサージ あかり	山形市桜田西二丁目4番7号 アップルタウンA棟	令和4.10.11
高 橋 弘 一	ひな鍼灸院	飽海郡遊佐町遊佐字前田8番地11	同 12.10

**山形県告示第45号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定施術機関の氏名並びに施術所の名称及び所在地  
 菊地 司  
 にこにこマッサージ  
 東根市神町西一丁目2番56号 ウイングコート21 125号室
- 2 変更の内容

施術所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
南陽市若狭郷屋901番地1 A号室	東根市神町西一丁目2番56号 ウイングコート21 125号室	令和4.11.17

**山形県告示第46号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、関係書類は、農林水産部水産振興課及び庄内総合支庁産業経済部水産振興課において、令和5年1月17日から同年2月6日まで縦覧に供する。

令和5年1月17日

山形県知事 吉村美栄子

1 出願年月日

令和4年12月16日

2 出願者の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所

山形県

山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子

山形市緑町四丁目3番9号

3 埋立区域

(1) 位置

鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及びA①の地点とA⑤の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

A①の地点 白山四等三角点（北緯38度43分30.2秒、東経139度40分57.6秒）から224度1分24秒、691.49メートルの地点

A②の地点 A①の地点から 271度28分41秒 4.54メートルの地点

A③の地点 A②の地点から 181度06分25秒 150.07メートルの地点

A④の地点 A③の地点から 91度08分48秒 1.40メートルの地点

A⑤の地点 A④の地点から 91度07分49秒 3.14メートルの地点

(3) 面積

681.15平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面並びに同4番1、4番4、4番5及び9番2から9番4までの陸域

(2) 区域

イ 鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面に係るもの

次の各地点を順次直線で結んだ線及びB①の地点とB⑧の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

B①の地点 白山四等三角点（北緯38度43分30.2秒、東経139度40分57.6秒）から224度23分37秒、691.31メートルの地点

B②の地点 B①の地点から 271度05分35秒 158.60メートルの地点

B③の地点 B②の地点から 181度06分28秒 150.06メートルの地点

B④の地点 B③の地点から 91度06分12秒 109.00メートルの地点

B⑤の地点 B④の地点から 181度05分04秒 3.62メートルの地点

B⑥の地点 B⑤の地点から 91度08分11秒 51.00メートルの地点

B⑦の地点 B⑥の地点から 1度06分28秒 3.64メートルの地点

B⑧の地点	B⑦の地点から	271度08分04秒	1.40メートルの地点
ロ 鶴岡市由良一丁目4番1、4番4、4番5及び9番2から9番4までの陸域に係るもの			
次の各地点を順次直線で結んだ線及びC①の地点とC⑱の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域			
C①の地点	白山四等三角点（北緯38度43分30.2秒、東経139度40分57.6秒）から224度1分24秒、691.49メートルの地点		
C②の地点	C①の地点から	181度06分28秒	150.04メートルの地点
C③の地点	C②の地点から	271度08分21秒	3.14メートルの地点
C④の地点	C③の地点から	181度06分28秒	3.64メートルの地点
C⑤の地点	C④の地点から	271度08分28秒	51.00メートルの地点
C⑥の地点	C⑤の地点から	181度06分09秒	19.51メートルの地点
C⑦の地点	C⑥の地点から	76度33分50秒	30.69メートルの地点
C⑧の地点	C⑦の地点から	76度30分27秒	48.38メートルの地点
C⑨の地点	C⑧の地点から	37度41分05秒	7.92メートルの地点
C⑩の地点	C⑨の地点から	1度10分35秒	34.05メートルの地点
C⑪の地点	C⑩の地点から	271度10分18秒	25.81メートルの地点
C⑫の地点	C⑪の地点から	1度03分46秒	108.22メートルの地点
C⑬の地点	C⑫の地点から	90度56分29秒	26.79メートルの地点
C⑭の地点	C⑬の地点から	182度31分56秒	19.15メートルの地点
C⑮の地点	C⑭の地点から	92度04分55秒	8.98メートルの地点
C⑯の地点	C⑮の地点から	0度54分02秒	27.16メートルの地点
C⑰の地点	C⑯の地点から	271度14分15秒	30.94メートルの地点
C⑱の地点	C⑰の地点から	181度19分13秒	3.21メートルの地点

(3) 面積

- イ 鶴岡市由良一丁目4番1及び9番2の地先公有水面に係るもの 23,984.65平方メートル
- ロ 鶴岡市由良一丁目4番1、4番4、4番5及び9番2から9番4までの陸域に係るもの 2,412.12平方メートル

5 埋立地の用途

岸壁用地

山形県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所  
西村山郡朝日町大字宮宿字前森234-5、234-6
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由  
土地改良事業用地とするため

山形県告示第48号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中

〃	山形駅前支店	〃 香澄町三丁目3番1号	〃 〃
〃	西支店	〃 久保田三丁目1番3号	〃 〃

を

〃	西支店	〃 久保田三丁目1番3号	〃 〃
---	-----	--------------	-----

に、

〃	宮宿支店	〃 朝日町大字宮宿1184番地の18	〃 〃
〃	間沢支店	〃 西川町大字間沢64番地の5	〃 〃

を

〃	間沢支店	〃 西川町大字間沢64番地の5	〃 〃
---	------	-----------------	-----

に、

株式会社きらやか銀行 山形北支店	山形市旅籠町三丁目2番3号	株式会社県庁支店 山形銀行
---------------------	---------------	------------------

を

株式会社きらやか銀行 山形駅前支店	山形市旅籠町三丁目2番3号	株式会社県庁支店 山形銀行
〃 山形北支店	〃	〃 〃

に、

〃 蔵王支店	〃	〃 〃
--------	---	-----

を

〃 香澄町支店	〃	〃 〃
〃 十日町支店	〃	〃 〃
〃 蔵王支店	〃	〃 〃

に、

江俣支店	檜町四丁目5番7号	〃	〃
香澄町支店	香澄町三丁目3番1号	〃	〃
十日町支店	〃	〃	〃

を

江俣支店	檜町四丁目5番7号	〃	〃
------	-----------	---	---

に、

若葉町支店	〃	〃	〃
-------	---	---	---

を

若葉町支店	〃	〃	〃
宮宿支店	〃	〃	〃

に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

**公 告**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	令和5年4月22日（土）	午前11時から午後5時まで	別途指定する。
	令和5年4月23日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	令和5年7月2日（日）	別途指定する。	別途指定する。

2 受験手続

次のいずれかの方法によること。

(1) 郵送による受験申請

受験申請書を令和5年1月17日（火）から同年2月6日（月）までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（令和5年2月6日（月）までの消印のあるものに限って受け付ける。）。



(2) オンラインによる受験申請

令和5年1月17日（火）午前10時から同年2月6日（月）午後5時までの間に一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから受験申請を完了すること。

3 その他

- (1) 令和5年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法により、令和5年1月17日（火）から同月27日（金）までの間に一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120（4194）82）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに東根市役所において令和5年5月17日まで縦覧に供する。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマザワ東根蟹沢店  
東根市大字蟹沢字下縄目2293番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株 式 会 社 ヤ マ ザ ワ	山形市あこや町三丁目8番9号	古 山 利 昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年9月7日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,142平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 89台
- (2) 駐輪場の収容台数 16台
- (3) 荷さばき施設の面積 64平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - イ 開店時刻 午前9時
  - ロ 閉店時刻 翌午前0時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 5か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

令和5年1月6日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和5年5月17日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年1月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県立学校無線LAN再構築業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県教育庁教育政策課教育情報化推進担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2409
- 3 落札者を決定した日 令和4年12月5日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市薬師町二丁目18番1号
- 5 落札金額 79,750,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和4年10月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和4年10月18日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
総務厚生課	支出事務が適切でないもの	適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止のため、事務執行チェックシートを新たに作成し、業務の進捗状況を事務主任者と業務総括者の複数で管理する。
管財課	支出事務が適切でないもの	運転者が公用車以外の手段を利用する場合、事前に所属長に報告し、運行日誌に記録するとともに旅費担当者も確認し、旅費請求手続をする。

子ども家庭支援課	契約の締結又は履行が適切でないもの	<p>事務執行チェックシートを活用し執行状況を確認するとともに、担当内ミーティングを定期的に行い、業務のスケジュールや内容を共有する。</p> <p>また、総括補佐は、月1回、財務会計システムから支出伺及び支出命令のデータを抽出・整理して支出予定額一覧表を作成し、支出伺ごとの支払状況を把握、支出の遅れや漏れがないか確認する。</p>
高齢者支援課	補助金等の交付事務が適切でないもの	<p>交付決定通知書に実績報告等の留意事項を記載した事務連絡を添付するほか、補助金交付申請時の事業計画に記載された事業完了予定時期に、補助事業者による事業の進捗状況を確認する。</p> <p>また、業務総括者が事務執行チェックシートにより事務の進捗状況等を随時確認、管理し、補助金交付事務を適正に執行する。</p>
スポーツ保健課	補助金等の交付事務が適切でないもの	<p>補助金の返還を含む適正な交付事務手続について、改めて課内で周知徹底するとともに、事務執行チェックシートの項目に、変更交付決定以降の具体の事務手続を追記し、事務主任者及び業務総括者等の複数の職員による事務の進捗状況等の確認・管理を行う。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
財政課	<p>3 基金の繰替運用による一元運用</p> <p>①（土地開発基金）「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について</p> <p>当基金に属する現金について、会計管理者により歳計現金と一体として保管され、運用として支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。県では、歳計現金への繰替えは行われておらず繰替運用に該当しないと判断しているが、運用の実態は基金の繰替運用である。基金の運用については基金所管部局が実施するものであり、会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」によれば、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、提出されていなかった。</p> <p>県は、規定に基づき当該依頼書を作成する必要がある。</p>	<p>当基金は、歳計現金への繰替えを行っておらず、これまでの取扱いは運用ではなく現金の保管と考え、「基金に属する現金の繰替運用依頼書」は提出してこなかった。</p> <p>しかしながら、今般の指摘及び会計管理者通知を踏まえて、改めて取り扱いを検討した結果、現状では預金等運用に該当するという見方もできることから、令和4年度からは「基金の繰替運用依頼書」を作成することとした。</p>
防災危機管理課	<p>5 災害救助基金</p> <p>① 災害救助法が定める基金最少額の積立てについて</p> <p>災害救助法が定める基金最少額については、内閣府に確認したところ、年度当初の時点で充足する必要があるが、県では、過去4年間にわたり最少額を充足していなかった。</p> <p>よって、県は災害救助法が定める基金の最少額以上の積立をする必要があったにもかかわらず、4年間にわたり不足とした事務は改善すべきである。</p>	<p>令和3年度にこれまでの運用を見直し、2月補正において翌年度の基金最少額を充足する額を予算措置し、積み立てる取扱いとした。</p> <p>この取扱いを踏まえ、令和3年度2月補正で令和4年度基金最少額を充足する額を確保し、積立を行った。</p>
防災危機管理課	<p>5 災害救助基金</p> <p>⑤ 防災資機材等評価委員会の開催による評価の実施について</p> <p>「山形県防災資機材等管理運営要綱」において、県は、毎年度当初に防災資機材等評価委員会を開催し、防災資機材の評価を行い、結果を知事に報告することとされているが、平成20年度以降、十数年にわたり当委員会は開催されておらず、防災資機材等の評価及び知事への報告が実施されていない。</p> <p>県は、防災資機材等評価委員会を毎年開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告すべきである。</p>	<p>令和3年度に、「山形県防災資機材等管理運営要綱」に基づき、防災資機材等評価委員会を開催して、防災資機材等の時価評価を行い、結果を知事に報告した。</p> <p>今後も防災資機材等評価委員会を毎年開催し、評価結果を知事に報告する。</p>

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和4年6月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年12月22日付けで山形県知事から通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎

山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
文化スポーツ振興課	<p>第5章第6-1 山形県郷土館</p> <p>④ 県有備品に対する標示票貼付等の徹底について</p> <p>県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、多くの備品について備品標示票が貼付されていなかった。</p> <p>県は、展示品以外のキャビネットや机などの施設特有の景観を損ねるおそれのない備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する必要がある。</p>	<p>令和4年8月の備品点検に合わせて備品表示票の貼付を実施した。</p>
観光復活戦略課	<p>第5章第6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>③ 自動販売機の設置を指定管理業務とする場合の事務手続きについて</p> <p>当施設における自動販売機の設置及び運営について、県は指定管理業務に含まれるものと判断し、使用許可手続きを行っていないが、仕様書等に指定管理業務の範囲内である旨などの記載がなく、調製することが求められている書類等も具備されていない。</p> <p>県は、「行政財産の目的外使用許可事務取扱要領」に従い、仕様書等にその旨及び光熱水費の取扱いを明記するとともに、行政財産使用許可台帳に準じた台帳を調製し、設置位置及び構造等必要事項を記録した敷地平面図等を具備する必要がある。</p>	<p>令和4年6月に包括協定書（仕様書）を変更し、自動販売機に係る台帳整備、管理業務について指定管理者の業務に位置付けるとともに、光熱水費の取扱いについて明記した。また、台帳等についても、指定管理者において整備した。</p>
観光復活戦略課	<p>第5章第6-2 山形県県民の海・プール</p> <p>④ 備品の除却処理漏れについて</p> <p>当施設で保有している備品に関して、現物はすでに廃棄を行っているにもかかわらず、備品一覧表に登載されたままとなっている備品が2件確認された。</p> <p>県はすでに廃棄済みの2件の備品に関して、規定に基づき不用の決定の手続きを行う必要がある。</p>	<p>令和4年9月に、すでに廃棄済みの2件の備品について不用決定の手続きを完了した。</p>

令和5年1月17日印刷  
令和5年1月17日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県